

受領 令和5年3月2日 13時18分

通告番号(3)1/3

令和5年3月2日

読谷村議会
議長 伊波 篤 殿

読谷村議会議員
比 嘉 幸 雄 印

一般質問通告書

第524回読谷村議会定例会において次の事項の質問をしたいので、会議規則第61条第2項の規定により通告いたします。

質 問 要 旨	答弁を求める者
<p>1 本村の下水道事業は公共下水道で、単独公共下水道と流域関連公共下水道があります。楚辺集落を対象とした、単独公共下水道に着手し平成8年10月には、楚辺区の一部を楚辺浄化センターにおいて、共用を開始している。南部地域には、平成9年度から流域関連公共下水道に着手し、平成14年5月にトリイ基地を含む区域を一部共用開始している。単独公共下水道については楚辺処理区として、楚辺浄化センターにて処理を行っており、流域関連公共下水道については、中部流域下水道伊佐浜処理区に属し宜野湾浄化センターで処理されている。</p> <p>(1) 単独公共下水道楚辺処理区、流域関連公共下水道伊佐浜処理区におけるそれぞれの事業概要(行政区域内人口、利用可能人口、処理区面積、計画人口、計画汚水量、汚水管路長、水洗化率、下水道普及率、水洗化率)を求める。</p> <p>(2) 楚辺処理区、伊佐浜処理区以外の読谷村の生活雑排水の処理方法の説明を求める。</p> <p>(3) 流域関連公共下水道伊佐浜処理区区域が読谷村の北地区に広がらない理由の説明を求める。</p> <p>(4) 生活雑排水の衛生的な処理として、単独処理浄化槽と合併処理浄化槽との違いは説明を求める。</p> <p>(5) 過去5年の一般会計からの繰入金額と今までの繰入金総額を伺う。</p> <p>(6) 下水道事業全体計画において課題は何か。</p>	

質 問 要 旨	答弁を求める者
<p>(7) 下水道が整備できない地域において、合併処理浄化槽整備促進に向けた公共関与・民間活用による浄化槽整備、公共浄化槽及び民間活用方式（市町村直営方式・指定工事店方式・包括民間委託方式・PFI方式）の活用を検討してはどうか。</p>	
<p>2 読谷村議会第 517 回定例会において、議案第 29 号読谷村国民保護協議会条例、議案第 30 号読谷村国民保護対策本部及び読谷村緊急対処事態対策本部条例は賛成多数で可決され、交付の日より施行された。</p> <p>(1) 読谷村国民保護協議会条例 3 条、委員及び専門委員の選任はどうか。当専門委員は、当該専門の事項に関する調整を行ったか。</p> <p>(2) 読谷村国民保護協議会条例 4 条、協議会の招集はあったか。</p> <p>(3) 読谷村国民保護協議会条例 7 条、協議会に部会は設置されたか。</p> <p>(4) 国民保護対策本部及び読谷村緊急対処事態対策本部は組織されたか。</p> <p>(5) 国民保護対策本部会議は招集されたか。</p> <p>(6) 読谷村国民保護計画の策定プロセス説明を求める。</p> <p>(7) 第 517 回定例会において、国民保護計画の策定期間を問われ、本会議で可決後令和 4 年度いっぱい 3 月には策定を目指したいとの答弁であった。進捗状況の説明を求める。</p>	
<p>3 令和 5 年度村長施政方針より、ふるさとづくり寄付金は年々増加傾向にあり、本村の貴重な財源となっている。寄付金は、子ども子育て事業・自然環境保全事業・文化創造事業など様々な事業に活用し、村民の皆様に喜ばれている。本村には多くの返礼品事業者がおり、同事業者の所得向上に資するほか返礼品が本村の活性化に寄与している。</p> <p>令和 5 年度においては、寄付金額を更に伸ばすべく、「五感で楽しむ読谷想い物語」をテーマに推進事業を実施する。</p> <p>(1) 年度ごとの寄附金額を求める。</p>	

質 問 要 旨	答弁を求める者
<p>(2) 子ども子育て事業・自然環境保全事業・文化創造事業における活用の説明を求める。</p> <p>(3) 令和5年度寄附金額を更に伸ばす施策の説明を求める。</p> <p>(4) 「五感で楽しむ読谷想い物語」とは何か。説明を求める。</p>	